

# 社会福祉主事任用資格

## ● 社会福祉主事任用資格とは

社会福祉法に定められている資格で、各地方自治体の福祉事務所などに従事する公務員や社会福祉施設の生活相談員等に就いて初めてその名称を名乗ることができる「任用資格」です。

### 取得方法

次のいずれか1つに該当すれば、資格要件を満たしたことになります。

- ① 大学・短大等で指定科目を3科目以上修めて卒業した者
- ② 社会福祉士
- ③ 指定養成機関や指定講習会の課程を修了した者  
公務員や社会福祉協議会、社会福祉施設等において業務に従事している者が対象の通信教育あり。  
\* 受講期間中、申込時の所属法人に勤務(予定)していることが条件。  
受講中に申込時の所属法人を退職する予定がある方の申し込みは不可。
- ④ 上記と同等以上の能力を有するとして厚生労働省令で定めた者(精神保健福祉士ほか)

### 確認書類

「社会福祉主事任用資格証明書」もしくは「卒業証明書」と「成績証明書」の2点のいずれか。

## ● 指定科目とは

社会福祉法第19条第1項において定められている「社会福祉に関する科目」は、時代の変遷とともに科目名の変更を行っています。このため、3科目主事の該当可否を判断する際には、卒業された年度において規定されていた指定科目名に基づいて確認することになります。科目名の変更は行っていますが、制度自体の変更はなく、大学等に在籍当時に指定科目名と一言一句同じ科目を3科目以上履修し、卒業されていれば該当することとなります。(科目等履修生として履修されたものは認められません。)

### 2000年(平成12年)3月31日以前に 卒業された方(32科目)

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉事業方法論、社会調査統計、社会福祉施設経営論、社会福祉行政、公的扶助論、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、精神薄弱者福祉論、知的障害者福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、協同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経済政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看護学、栄養学

### 2000年(平成12年)4月1日以降に卒業された方(34科目)

※12年度に大学に在籍した者は、左記の32科目でもよい。

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

科目の読み替え範囲は「社会福祉法第19条第1項に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲等の一部改正について」(平成25年3月28日社援発第0328第3号厚生労働省社会・援護局通知)を確認してください。大学等からの申請による「個別認定」は、大学等に確認してください。ただし、「科目の読み替え範囲」内であれば指定科目に該当します。また、大学等から申請による「個別認定」されている科目があります。

※詳細は下記にてご確認ください。

厚生労働省(社会福祉主事任用資格の取得方法)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi8.html>